

流域下水道事業の管理運営の見直しについて

1 要旨

流域下水道事業の管理運営の見直しに係る検討状況及び今後の進め方について報告する。

2 経緯

- 流域下水道事業の持続可能な運営を確保し、県民サービスの維持・向上を図るため、事業環境の変化などを踏まえ、流域関連市町（5市4町）と意見交換を行いながら、令和6年2月に管理運営の見直しの方向性を取りまとめた。

【見直しの方向性】

管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ より効率的かつ効果的な事業運営を推進するため、県が事業全般を一体的にマネジメントできる体制に再構築する ○ その上で、施設の管理運営は、県がガバナンスを効かせながら、民間のノウハウを最大限活用できる手法を導入する
管理運営手法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理運営体制の方向性を踏まえ、指定管理者制度を導入する方向で検討を進める ○ 民間事業者による長期的視点に立った創意工夫やノウハウを引き出すため、指定管理期間を10年とする方向で検討を進める

- 見直しの方向性に対しては、県議会のほか、流域関連市町、下水道公社（再委託事業者を含む）等の関係者から、次のような意見や懸念があった。

【主な意見等】

- ・ 十分な期間を設け、関係者の意見を丁寧に聴きながら検討を進めること
- ・ 指定管理者制度以外の手法との比較や具体的な導入効果を示すこと
- ・ 指定管理者制度導入による県の技術力の低下や指定管理者の撤退リスクへの懸念
- ・ 事業の適切かつ効率的な管理運営による市町負担の軽減に取り組んでほしい
- ・ 指定管理者制度導入にあたっては、地元事業者の活用について配慮してほしい
- ・ 指定管理者制度を導入した場合の危機管理対応についての懸念
- ・ 下水道公社職員の処遇についての懸念
- ・ 指定管理者の内製化等による業務や委託料の減少、再委託の取扱いについての懸念

3 検討状況

- 現在、関係者からの意見等も踏まえ、次の視点により、検討を進めている。

【主な検討の視点】

- ・ 県が事業全般を一体的にマネジメントできる体制をどう確保するか
- ・ 事業の公共性、公益性の観点から、県によるガバナンスをどう確保するか
- ・ 県の技術力や危機管理対応をどう確保するか
- ・ 指定管理者の撤退リスクについてどう対応するか
- ・ 地元事業者を含む、民間の技術・ノウハウをどう活用していくか

(1) 管理運営体制・手法の検討

○ まず、県が事業全般を一体的にマネジメントする体制を構築するためには、これまでの県と下水道公社の役割分担に基づく機能や業務を見直し、再編することが必要。

○ 施設の管理運営については、最も県のガバナンスの発揮が期待できる指定管理者制度を導入した場合においても、現在、下水道公社が有している技術・ノウハウや人的資源を引き続き活用することが有効。

一方、更なる管理運営に係る業務の効率化などを推進し、県民負担の軽減を図るためには、民間の技術・ノウハウや新技術を最大限活用できる仕組みが必要。

さらに、県によるガバナンスの確保、県の技術力の維持、指定管理者の撤退リスクへの対応などの視点を踏まえると、指定管理者については、県が経営に深く関与する県出資法人の活用を視野に入れた検討が必要。

<管理運営手法の比較>

見直しの方向性

区分	現行(下水道公社)	手法1	手法2	手法3
適用制度	業務委託	包括的民間委託	指定管理者制度 (代行制)	公共施設等 運営権制度
法適用	民法	民法	地方自治法	PFI法
主な定義	毎年度、業務を民間 事業者に委託する方式	複数年度、複数業務 を包括して民間事業者 に委託する方式	運転、維持管理、補 修、清掃等の実執行 を含む公共施設の 管理を民間事業者 に委託する方式	利用料金の徴収を行 う公共施設等につ いて、施設の所有権 を地方公共団体が有 したまま、運営権を 民間事業者に設定 する方式
発注方法	仕様発注	性能発注	性能発注	性能発注
事業期間	単年(1年)	複数年(3~5年)	長期契約 (5~10年)	長期契約 (20年以上)
県による 一體的な マネジメント	・県が施設整備、公 社が維持管理を分 担して実施	・現行体制を見直す ことにより可能	・現行体制を見直す ことにより可能	・運営権譲渡のため 一體的なマネジメ ントは困難
県による ガバナンス の確保	・公社は県出資法人 のため、県の方針 を踏まえ運営	・契約により、県の 意向を踏まえた運 営が可能	・協定により、県の 意向を踏まえた運 営が可能	・運営権譲渡によ り、運営への関与 は限られる
	・業務完了検査など により業務の執行 状況などを把握	・業務完了検査など により業務執行の 把握が可能	・モニタリングの制 度が確立されてお り、業務執行の把 握が可能	・モニタリング等 による把握が可能
議会の 関与	・予算等の議決	・予算等の議決	・予算等の議決 ・指定の手続きや管 理基準、業務範囲 等の条例への規定 や、指定管理者の 指定に係る議決 ・管理運営状況につ いての報告	・予算等の議決 ・選定の手続きや運 営基準、業務範囲 等の条例への規定 や、運営権の設定 に係る議決

見直しの方向性

区 分	現行(下水道公社)	手法 1	手法 2	手法 3
適用制度	業務委託	包括的民間委託	指定管理者制度 (代行制)	公共施設等 運営権制度
県の 技術力 の確保	・ 県派遣職員が業務に直接関与することで、維持管理に係る技術力を維持	・ 県職員が業務に直接関与しないため、技術力の維持は困難	・ 県職員が業務に直接関与しないため、技術力の維持は困難	・ 県職員が業務に直接関与しないため、技術力の維持は困難
		・ 別途、県職員の現場研修等の技術力維持のための取組が必要	・ 県出資法人を活用した場合は、職員派遣により技術力の維持が可能	・ 別途、県職員の現場研修等の技術力維持のための取組が必要
指定管理者 の撤退リス クへの対応	・ 県出資法人のため、撤退リスクはない	・ 受託事業者の経営悪化等による撤退リスクがある	・ 指定管理者の経営悪化等による撤退リスクがある	・ 運営権者の経営悪化による撤退リスクがある
		・ 撤退した場合の対応策を準備しておくことが必要	・ 県出資法人を活用した場合は、撤退リスクの回避が可能	・ 撤退した場合の対応策を準備しておくことが必要
民間の技術 ・ ノウハウ の活用	・ 下水道公社は随契 ・ 再委託業務は価格 またはプロポーザ ルによる競争	・ 価格またはプロポ ーザルによる競争	・ プロポーザルによ る競争	・ プロポーザルによ る競争
	・ 施設管理等に係る 技術・ノウハウを 活用	・ 施設管理等に係る 技術・ノウハウの 活用が可能	・ 施設管理の技術や ノウハウの活用が 可能 ・ 指定管理者独自の 裁量で管理運営や 自主事業の展開が 可能	・ 施設管理の技術や ノウハウの活用が 可能 ・ 運営権者独自の裁 量で管理運営や自 主事業の展開が可 能
再委託	・ 県の承認を受けて 再委託を実施	・ 県の承認を受けて 再委託が可能	・ 協定等に基づき、 業務の一部を指定 管理者の判断で第 三者に委託するこ とが可能	・ 実施契約書等に基づき、 業務の一部を運営 権者の判断で第三 者に委託することが 可能

(2) 今後の検討事項

- 本県の実情に応じた指定管理者制度導入に向けて、具体的な制度設計の検討とあわせ、導入効果や導入に向けた課題などへの対応について検討が必要。

<主な検討内容>

- ・ これまでの県と下水道公社の役割分担を踏まえた機能や業務の見直し
- ・ 下水道公社における維持管理の実態を踏まえた指定管理者の業務範囲
- ・ 県と指定管理者の役割分担や実施体制
- ・ 具体的な導入効果、指定管理者へのインセンティブの付与
- ・ 実施体制の確保に向けた課題や関係者からの意見等への対応

4 今後の進め方

今後の検討事項の整理にあたっては、関係者からの意見を丁寧に聴きながら検討を進める必要があるため、方針案については、年内（令和6年12月）に取りまとめを行うこととする。